

青森県報

第五百三十三号

令和四年
十一月七日
(月曜日)

目次

告 示

○漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……一

公 告

○地域森林計画の変更案の縦覧……………(林政課) ……一

○右 同……………(同) ……二

○建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域) ……二

○右 同……………(同) ……二

○右 同……………(三 八 地 域) ……二

○右 同……………(県 民 局) ……二

(下 北 地 域) ……三

告 示

青森県告示第五百七十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名

加入区の名称

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四一の四

福井 明彦

蓬田

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一三六の二一四

福田 伸吾

東津軽郡蓬田村大字長科字鶴嶋一の六

坂本 浩

公 告

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、東青森林計画区に係る令和三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和四年十一月七日から同年十二月七日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る令和二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部及び下北地域県民局地域農林水産部

二 縦覧期間

令和四年十一月七日から同年十二月七日まで

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社I maison

二 代表者の氏名 工藤勇人

三 主たる営業所の所在地 平川市小和森種取一八の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第二〇〇八三九号

五 取消年月日 令和四年十月三日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年七月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 長尾忍建築士事務所

二 氏名 長尾忍

三 主たる営業所の所在地 平川市唐竹母原四四の五

四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第二〇〇七四七号

五 取消年月日 令和四年十月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年九月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社サンシステムライン
- 二 代表者の氏名 斉藤直樹
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字角柄折字仁田四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第三〇〇三五二号
- 五 取消年月日 令和四年十月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大紀工業
- 二 代表者の氏名 森則紀
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市松原町四の三八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第六〇〇一六九号
- 五 取消年月日 令和四年十月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円